

利用できるサービス

【利用可能な主な市の行政サービス】（令和7年1月現在）

◆パートナーに代わり、申請・受領・照会・相談などができるもの

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
納税相談	納税に関する相談ができる。 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要)	税務課
個人住民税の減免申請	申請ができる。(委任状が必要)	
税証明の交付	所得・課税証明書、納税証明書などの申請、受領ができる。(委任状が必要)	
固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧、写しの交付	固定資産課税台帳（名寄帳）の写しの申請、受領ができる。 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要)	
固定資産税・都市計画税の納税通知書、納付書の再発行	納税通知書、納付書の再発行ができる。 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要)	
固定資産税・都市計画税の課税内容の照会	窓口における、課税状況の照会対応が可能 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要)	
り災証明書の申請 (火災以外の自然災害)	り災証明書の申請、受領ができる。 (納税通知書または委任状が必要)	
り災証明書（火災に起因するもの）の申請	り災証明書の申請、受領ができる。 (り災者本人からの委任または委任状が必要)	八幡平消防署 76-2119
住民票の交付	同一世帯員の場合、委任状を用意せずに住民票の発行ができる。	市民課
要介護認定の申請	家族による代理手続きと同様に申請ができる。	健康福祉課
母子健康手帳の交付	配偶者等と同様に代理申請、受領ができる。	健康福祉課
教育・保育給付認定申請 (認可保育所入所申込含)	教育・保育給付認定及び保育の提供について、パートナーの子の保護者として申請できる。	地域福祉課
施設等利用給付認定申請 (幼児教育・保育無償化認定申請)	施設型給付を受けない幼稚園等の利用料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の保育利用料の無償化について、パートナーの子の保護者として申請できる。	地域福祉課

◆パートナー（及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親）を家族とみなして制度が適用されるもの

制度・サービス名		
制度内容・注意点		担当課・問い合わせ先
市営住宅の入居	市営住宅への入居ができる。	建設課
八幡平市移住支援金	交付要件を満たす東京圏からの転入者に対して、所定の金額を支給する際、同一世帯として適用される。(支援対象者の要件あり)	まちづくり推進課
八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金	八幡平市空き家等バンク登録物件を購入した場合に、世帯として購入費補助金の申請ができる。 (補助対象者の要件あり)	まちづくり推進課
生活保護の申請・受給	同居している場合に同一世帯員として申請、受給ができる。(算定にあたってはパートナーの所得が合算される。)	地域福祉課
身体に障がいがある人などの軽自動車税（種別割）の減免	身体障害者等またはそのパートナーが所有する軽自動車の軽自動車税（種別割）を、要件に該当する場合は、申請により減免する。 (申請における委任状などは必要なし)	税務課

救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際に同乗できる。	八幡平消防署 76-2119
(市立病院) 患者への面会	市立病院における面会を認める。	
(市立病院) 患者の病状説明	入院患者の病状確認・説明を受けることができる。	八幡平市立病院 76-3111
(市立病院) 緊急連絡先の指定	緊急時の連絡先として指定できる。	
災害時の安否情報の提供	災害対策基本法の規定に基づく災害時の安否情報照会において、親族としての区分でパートナーの安否情報の提供を受けることができる。	防災安全課

◆その他

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
市内施設利用 (コミュニティセンター、図書館等)	保護者情報が必要な申請(図書貸出、講座申込等)について、パートナーの子の保護者として申請できる。	各施設
DV相談	パートナーからの暴力の相談ができる。	地域福祉課
パパママ教室などの各種教室	・パートナーと一緒に教室に参加できる。 ・パートナーの子の保護者として教室に参加できる。	健康福祉課

※制度導入前から柔軟に対応しているサービスも併記しております。

※基本的に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のご利用の有無にかかわらずサービスが受けられますが、確認のために受領証等の提示をお願いすることがあります。(手続きがスムーズになることがあります。)

※詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。また、ここに掲載のないサービスについても、状況によりご利用可能な場合がありますので、それぞれの担当部署にお尋ねください。

【利用可能な岩手県のサービス】

県営住宅の入居や、県立病院での面会手続き、病状説明等において、お2人の関係性を確認する手段としてパートナーシップ宣誓書受領証が活用できます。

詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

内容	所管部局	電話番号
県立病院に関すること	医療局医事企画課	019-629-6342
県営住宅の入居に関すること	県土整備部建築住宅課	019-629-5931
県の取組全体に関すること	環境生活部若者女性協働推進室	019-629-5336

※その他、利用可能な岩手県のサービスについては県ホームページをご確認ください。

【利用可能な民間サービス】

民間サービスについては、それぞれの事業者の判断となりますが以下のような例が見られます。

- ・携帯電話会社の家族割適用
- ・金融機関の住宅ローン
- ・賃貸物件へのパートナーとの入居
- ・診療情報や面会の機会等の提供
- ・生命保険の死亡保険金受取人の指定
- ・自動車保険の特約等におけるパートナーの適用

※市からも、柔軟な対応について協力を依頼してまいります。

また、利用可能なサービス等について、随時市ホームページで情報提供しています。